

## 日本風力開発株式会社「(仮称)つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年6月29日付けで日本風力開発株式会社より届出された「(仮称)つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年9月4日
- (2) 青森県知事意見 \* 平成30年12月3日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第16回)  
\* 平成30年12月12日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・水中騒音について、打設音が大きくかつ設置予定の基数が多いため杭打ちが1年近く続く可能性もあるので、影響予測については十分に検討すること。	・御指摘を踏まえ、影響予測について検討し、その結果を準備書に記載します。
・底質が岩盤のところは打設音が大きくなる可能性があるため、事後調査も視野に入れて検討すること。	・打設音に関する騒音データの有無が課題になりますが、今後、既存資料の収集を行います。御指摘のとおり、事後調査についても検討します。
・メガロベントスについて、沿岸域と浅海でのみ調査地点を設定しているが沖合の調査についても検討すること。また、沖合で漁業がおこなわれていれば、データを得られるか確認すること。	・沖合での調査につきましては調査手法を検討いたします。また、沖合での漁業の状況のデータの把握に努めます。
・大気中の杭打ち音について、住居等まで最短でも1.4km離れているが、海外等の杭打ち騒音のデータを収集し準備書段階で非選定理由を説明できる客観的データを確保すること。	・杭打ち作業の音源データの有無が課題になりますが、既存資料を収集したうえで確認します。結果を準備書に記載します。
・洗掘防止工に使用する捨て石について、どのように入手し運搬するかを準備書に記載すること。	・準備書に記載します。
・鳥類調査に当たって、距離・高度を的確に把握で	・鳥類調査に当たって、距離・高度を

きるような調査すること。	的確に把握できるように努めます。
--------------	------------------

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/kankyo\\_shinsa/furyoku/index.html](http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。